

地域創生コラボレーションプロジェクト補助事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域課題の解決や地域創生に資する先導的・波及的取組の実現化に必要な経費の一部を補助することで、事業展開を促進し、第三期地域創生戦略の推進につなげることを目的とする「地域創生コラボレーションプロジェクト補助事業」(以下「補助事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 補助事業に応募した者をいう。
- (2) 補助対象者 応募者の中から補助事業の対象者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、補助事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 補助事業の趣旨に関すること。
- (2) 補助対象者及び補助対象事業に関すること。
- (3) 補助対象経費等に関すること。
- (4) 補助事業への応募方法に関すること。
- (5) 補助事業に応募することができる者の資格に関すること。
- (6) 応募に係る書類(以下「応募書類」という。)の種類及び著作権等に関すること。
- (7) 補助対象者の決定方法に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、補助事業の募集を開始した日から起算して30日以上期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、補助事業の募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(応募書類)

第6条 補助事業に応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募書類を提出しなければならない。

- 2 応募書類の著作権その他知的財産権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 県は、応募書類について、各種イベントやウェブサイト等における周知・公開の目的で利用等する権利を有するものとする。
- 4 県は、提出された応募書類を応募者に返却しないものとする。

(審査会の設置)

第7条 県は、応募者のうちから補助対象者を選定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(補助対象者の決定)

第8条 県は、審査会の審査の結果に基づき、補助対象者を決定するものとする。

(補助対象者の通知)

第9条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に選定の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画部地域創生課が所掌するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、兵庫県企画部地域創生課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年7月15日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。